

災害時における旅行者の受入れ等に関する協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び●●●（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨その他の自然災害等により、電力、公共交通機関等の都市機能が損なわれる事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲、乙及び丙の相互協力により、観光等を目的に大阪を訪れた外国人を含む旅行者（以下「旅行者」という。）が安全に滞在することができる場所を提供し、必要な支援を行うことを目的として、その実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 ●●●

施設名 ●●●ホテル

（協力の要請）

第3条 乙は、災害時に必要があるときは、丙に対して第5条及び第6条に定める事項の実施（以下「協力」という。）を要請する。ただし、丙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、乙に協力する。

2 丙は、前項但し書きによる場合には、速やかに乙に連絡することとする。

また、乙は、丙から連絡があった場合には、事後、速やかに要請を行う。

3 乙からの丙に対する要請は、原則、文書をもって行うこととする。ただし、文書によることが困難な場合、又は緊急を要する場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに要請文書を送付するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（宿泊者等の受入れ）

第5条 丙は、施設内の安全を確認した上で、旅行者のうち施設に宿泊している者（滞在の延長を希望する者を含む。）及び既に宿泊予約している者（以

下「宿泊者等」という。)の受入れを行うため、次に掲げる事項を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 宿泊者等に対する客室の提供
- (2) 空室が無い場合、又は客室が使用できない場合における宿泊者等への滞在場所（ロビー、ホール等）の提供
- (3) 施設内に滞在する宿泊者等への飲料、食糧及び寝具等の提供
- (4) 施設内に滞在する宿泊者等への公共交通機関の運行情報等の多言語での提供
- (5) 甲及び乙に対する施設の被害状況及び宿泊者等の受入れ状況等の報告
- (6) 乙からの要請に基づく宿泊者等の安否確認
- (7) 甲及び乙が提供する旅行者にとって有益と判断される情報の多言語での周知
- (8) その他、丙が提供することができるもの

(宿泊者等以外の旅行者の受入れ)

第6条 丙は、施設内の安全を確認した上で、前条に定めた事項に加え、宿泊者等以外で施設内での滞在を希望する旅行者（以下「宿泊者等以外の旅行者」という。）の一時的な受入れを行うため、次に掲げる事項を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 宿泊者等以外の旅行者への滞在場所（ロビー、ホール等）の提供
- (2) 宿泊者等以外の旅行者への公共交通機関の運行情報等の多言語での提供
- (3) 宿泊者等以外の旅行者への飲料、食料及び寝具等の提供
- (4) 宿泊者等以外の旅行者の受入れ施設であることの掲出
- (5) 甲及び乙に対する宿泊者等以外の旅行者の受入れ状況等の報告
- (6) 乙からの要請に基づく宿泊者等以外の旅行者の安否確認
- (7) 甲及び乙が提供する旅行者にとって有益と判断される情報の多言語での周知
- (8) その他、丙が提供することができるもの

(行政の役割)

第7条 甲及び乙は災害時において、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 府内宿泊施設、公共交通機関、道路等の被害状況、旅行者の被災・避難状況等に関する情報の収集
- (2) 協定を締結した宿泊施設での宿泊者等以外の旅行者の受入れ状況、公共交通機関の運行状況等、旅行者にとって有益と判断される情報の多言語での広報及び丙に対する提供

- 2 甲及び乙は、平常時から、協定を締結した宿泊施設の名称等を公表することとする。ただし、丙の意向を踏まえ公表しないことができる。

(物資等の備蓄及び通信機材等の配備)

第8条 甲又は乙が旅行者用の物資を用意した場合は、丙は、第2条で定める対象施設において、これを可能な範囲で備蓄する。

- 2 甲又は乙が、災害時、断水等によりトイレが使用できない場合に備え、災害応急用トイレを用意した場合は、丙は、第2条で定める対象施設において、これを可能な範囲で備蓄することとする。
- 3 甲又は乙が、丙と災害対策本部との連絡手段として、通信機材を用意した場合は、丙は、第2条で定める対象施設において、これを可能な範囲で設置するものとする。

(宿泊者等以外の旅行者の受入れ終了)

第9条 宿泊者等以外の旅行者の受入れは、公共交通機関が運行を再開した時点で乙が協力の要請の終了を判断し、丙へ連絡するものとする。

- 2 発災から3日間を超えても公共交通機関が復旧しない場合は、甲、乙及び丙で宿泊者等以外の旅行者の受入れの継続について協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定により宿泊者等以外の旅行者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない宿泊者等以外の旅行者がいるときは、丙と協力し、宿泊者等以外の旅行者の退去に向けた対応をとるものとする。

(費用負担)

第10条 災害時における宿泊施設による旅行者の受入れに伴う費用は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用があった場合、同法に基づき支弁する。

- 2 災害救助法が適用されない場合、原則として丙の負担とするが、丙の施設等の使用状況、支援等の実施状況に応じ、甲、乙及び丙が協議するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 丙は、宿泊者等以外の旅行者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(受入れに伴い生じた事故その他紛争への対応)

第12条 丙が、第5条に基づき宿泊者等を受け入れた場合、又は第6条に基づき宿泊者等以外の旅行者を受け入れた場合に、宿泊者等又は宿泊者等以外の

旅行者との間で事故その他紛争が生じた場合は、甲、乙及び丙が協力して解決に当たることとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和●年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙及び丙のいずれかから文書によって協定を更新しない旨の通知がない場合は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降についても同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度、決定する。

この協定を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

丙